

個人情報取扱登録簿（単票）

個人情報ファイルの名称	在外選挙人名簿ファイル	
市の機関の名称	小金井市選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる部課名	選挙管理委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	公職選挙法、最高裁判所裁判官国民審査法に基づき行われる選挙等の管理執行のため	
記録項目	1氏名、2性別、3経由領事館、4生年月日、5最終住所、6本籍住所、7收受年月日、8照会年月日、9回答年月日、10登録資格、11出国時申請日、12住所確認システムへの入力日、13「住所確認済」となったことが発覚した日、14外務省への意見照会日、15外務省からの意見回答日、16委員会開催年月日、17在外選挙人名簿登録日、18在外選挙人証発送年月日、19本籍地への名簿登録又は登録の移転通知日、20戸籍変更通知收受日、21戸籍変更事由、22戸籍変更告示、23抹消日、24名簿抹消通知本籍地、25名簿抹消通知領事館、26領事館異動、27転出先国外住所及び転出先以外の送付先国外住所	
記録範囲	在外公館で選挙人名簿登録申請を行った者：満18歳以上の日本国民で、住所を選挙管轄している在外公館の管轄区域内に引き続き3か月以上居住しており、在外選挙人名簿に未登録である者。 在外選挙人名簿登録移転申請を行った者：満18歳以上の日本国民で、国外転出届を提出した者のうち、小金井市の選挙人名簿に登録されている者。	
記録情報の収集方法	住民基本台帳等、他地方公共団体からの通知、外務省（在外公館等含む）からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	電算処理業務委託会社、他地方公共団体、外務省（在外公館等含む）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	小金井市総務部総務課情報公開係 小金井市前原町三丁目4番15号 小金井市役所第二庁舎6階	
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
	☐	政令第21条第7項に該当するファイル
	☐	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考	—	